

平成 25 年 7 月 11 日

各 位

ペット&ファミリー少額短期保険株式会社  
代表取締役社長 仲尾 孝

## 動物病院窓口での保険金ご請求手続きが可能となる動物病院の追加について

T&D保険グループのペット&ファミリー少額短期保険株式会社は、動物病院窓口での保険金ご請求手続きの取り扱いを順次開始しておりますが、この度、下記の動物病院において、新たに病院窓口での保険金のご請求手続きの取り扱いを開始することとなりましたので、お知らせいたします。

記

### ○新たに動物病院窓口での保険金ご請求手続きが可能となる動物病院

窓口精算開始日： 2013 年 7 月 15 日

病院名： エル動物病院

住 所： 京都府京田辺市東東神屋 89-1

T E L： 0774-68-0505

U R L：<http://www.aile-ah.com/>

病院名： 佐治動物病院

住 所： 東京都大田区田園調布 3-25-4

T E L： 03-3721-1053

U R L：<http://www.saji-vet.jp/>

※ 動物病院窓口で保険金の精算ができる保険契約、動物病院の窓口で保険金の精算ができない主な場合、弊社提携動物病院の一覧については別紙をご参照ください。

ペット&ファミリー少額短期保険株式会社では、今後もお客さまの利便性向上に努めてまいりますので、ご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。

以 上

## 1. 動物病院窓口で保険金の精算ができる保険契約

下記の契約タイプにより、対応する動物病院が異なりますのでご注意ください（対応する動物病院については、下記3. をご参照ください）。

### ■契約タイプA

○平成24年12月1日以降に保険期間を開始した保険契約

※証券番号が『S』から始まる全ての保険契約（証券番号が『SCC』から始まる保険契約を除く）  
（S××-00000000-××）

○証券番号が『K』から始まる保険契約

### ■契約タイプB

○証券番号が『SQP』『SQQ』『SKA』から始まる保険契約

（SQP-00000000-××）

（SQQ-00000000-××）

（SKA-00000000-××）

## 2. 動物病院の窓口で保険金の精算ができない主な場合

当社提携病院において以下の事由に該当した場合は、動物病院の窓口において保険金の精算はできません。

- ①保険証券（継続証）を持参し忘れた場合
- ②保険契約の有効性を確認できなかった場合
- ③初年度契約の始期日からその日を含めて30日以内（100%補償期間中を含む）に診療を受けた場合
- ④過去の保険金支払額が当社の定める金額を超えている場合
- ⑤保険料の入金を確認できなかった場合
- ⑥他社のペット保険に重複して加入している場合

## 3. ペット&ファミリー提携動物病院

対応する契約タイプ	病院名	住所
A	コジマ亀戸動物病院	東京都江東区亀戸 3-60-22
A	コジマ練馬動物病院	東京都練馬区関町南 2-6-24
A	コジマ足立動物病院	東京都足立区東和 5-14-12
A	コジマ八王子動物病院	東京都八王子市八日町 6-7
A	コジマ府中動物病院	東京都府中市若松町 2-29-2
A	コジマ浦和動物病院	埼玉県さいたま市南区白幡 4-22-1-1F
A	コジマ橋本動物病院	神奈川県相模原市緑区大山町 1-22 アリオ橋本内
A	コジマつくば動物病院	茨城県つくば市研究学園 C50 街区 1 イーアスつくば内
A	コジマ津田沼動物病院	千葉県習志野市奏の杜 2-1-1 奏の杜フォルテ内
B	ヴァンケット動物病院	東京都世田谷区池尻三丁目 16 番 4 号 SEED 池尻 101
B	まつだて動物診療所	三重県四日市市川北 1-1349-6
B	エル動物病院	京都府京田辺市東東神屋 89-1
B	佐治動物病院	東京都大田区田園調布 3-25-4